

第十三回 参議院人事委員会會議錄第六号

昭和二十七年二月二十八日(木曜)午前十時五十三分開会

出席者は左の通り。

委員長 カニエ邦彦君
理事 宮田 重文君
千葉 信君

委員

加藤 武徳君
木下 源吾君
紅露 みつ君

政府委員

内閣官房長官 保利 茂君
人事院事務総局長 瀧本 忠男君
大蔵省主計局長 東條 猛猪君

事務局側

常任委員 熊登御堂定君
会専門員 大蔵省主計局長 岸本 晋君

説明員

大蔵省主計局長 岸本 晋君
局給與課長

本日の會議に付した事件

○派遣議員の報告
○北海道公務員の石炭手当追加支給に
関する請願(第六〇九号)

○一般職の職員給與に関する法律の
一部を改正する法律案(内閣送付)

○国家公務員の給與問題に関する調査
の件
(勤務地手当支給地域区分の改訂に
関する件)

○委員長(カニエ邦彦君) 只今より人
事委員会を開会いたします。

第二部 人事委員会會議録第六号

昭和二十七年二月二十八日【参議院】

先ず派遣議員の報告の件であります
が、これについて宮田委員長から御報告
をお願いしたいと思います。

○宮田重文君 只今から過般の調査報
告を申し上げたいと思つて、去る一
月の十日から十六日まで七日間、公務
員の給與問題並びに公務員制度一般に
ついて、特に勤務地手当、寒冷地手当
及び先般施行されました給與改正法に
関する実情を現地に調査するために、
当時本委員会の委員でありました森崎
先生と共に岡田調査員も御一緒に願
ひまして、三重、和歌山県を見て参つた
のであります。調査の結果を簡単に御
報告申し上げます、先ず從來調査に余
り行きません方面を私は廻つて来
たのであります、津で三重県庁に立
ち寄りまして、松阪から紀勢東線に入
つて熊野灘に向ひ、尾鷲方面から木
本、新宮、それから紀伊半島の南端を
迂迴しまして、白浜、田辺、和歌山、
こういうふうに立ち寄つて大阪に出た
わけでありまして、現地に行つて初め
ていろいろの事情を知ることができま
して、私ども大いに得るところがあつ
たと考へております。

先ず三重県から申しますと、勤務地
手当に関する昨年五月の人事院勧告に
種々の不合理があるとして、県下全官
公職員が代表者を以て審議会を設けま
して、各地の実態を調査検討の結果、
最小限度の修正を要することといた
しまして、県知事もその妥当性を認
め、昨年八月以来、国会或いは人事院
等に請願、陳情を行なつて参つたそ

でありましたが、三回の特別CPSに
よる地域差指数の平均値によつて見ま
しても、すでに県下各地の間に、例え
ば尾鷲のような土地を取上げて見まし
ても、指数は津や四日市などよりも低
い級地に格付けされたというやうな、
極めてアン・バランスを露見するわけ
でありますし、県下各地と近隣の類似
の都市との間にも、例えば静岡市等
のごとき、或いは松阪市より指数が低
い現状にありまして、一級高く格付けさ
れておるといふアン・バランスが生じ
ており、これらは一に本県の、三重県
の実情が中央に把握されていなかった
のではなからうか、こういう意見が多
かつたのであります。元來三重県は南
北に長く、気候や経済、地理的條件
がいろいろ違つておりますし、概して
伊賀盆地と県の北部のほうは寒冷地
であります、伊勢湾沿岸の各都市と共
に關西本線或いは参宮線、近畿日本鉄
道その他によつて名古屋方面並びに大
阪方面との交通が激しく、買出しや
観光客によりまして物価が吊り上げら
れ、尾鷲、木本など熊野灘に面した地
方は温暖であります、紀勢東線が、
西線による以外には交通の便がないの
であります、農耕地は少く、水産物は
阪神その他の方面の資本に買占めさ
れてしまふというやうな状況で、食糧
その他の生活必需品を高い価格で移
入しなければならぬ。又住宅難であ
りまして、人事の交流に非常な支障を
来たしておるといふやうな実情であ
ります。

次に三重県の寒冷地手当について
は、県下の全官公労組の協議会から、
県下の寒冷地を一級から三級までに区
分して格付けを希望したものであります
が、鳥取県のごときは全県が、又島根
県のごときは殆んど全県が支給地域と
指定されておりますのに、本県にお
いては県北の員弁郡の北半分が僅かに
一級地に格付けされたにとどまりまし
て、伊賀盆地のごときは寒冷積雪地帯
が、測候所の気象統計が明らかに示し
ておるにもかかわらず支給地域に指定
されてないのは、奈良県や滋賀県の
寒冷地と同様に、やはり実情が中央に
把握されておらないからであるとのこ
とであつたのであります。

更に三重県の人事委員会から、公務
員の給與は学歴と経験年数とに重点を
置いて格付けされておるが、地方公務員
は国家公務員と違ふ事情がありまし
て、格付けがむづかしい。中央の本省の
課長と県の部長とは同様にすべきだ
と、或いは大きな県の部長は小さい県
の部長より高く格付けすべきではない
か、或いは平面的に比較して地方公務
員の給與単価は国家公務員より割高で
あると断定したり、その結果地方財政
平衡交付金まで調整を加えられては、
地方の実態からかけ離れたものになる
との意見も述べられておつたのであり
ます。

要望を取りまとめまして、昨年七月以
来県知事から国会或いは人事院に請
願、陳情を続けて参つたものでありま
して、特に特別CPSによるこの地域
差指数と、都道府県知事の希望順位
とを公平に取扱つて、アン・バランス
を生じないようにすること、本県の
物価事情は消費地でありまして大阪
市の影響を強く受けており、主食を他
府県に仰ぐために、その間値が勢い高
くなる事情を十分認識することによつ
て、五月勧告の不合理の是正に努力し
てほしいとのことであつたのでありま
す。

本県の教育委員会の言うところによ
りますと、和歌山市やその周辺は大阪
と一時間ぐらいで連絡をいたしますの
で、大阪府や奈良県の一部指定の地域
と山脈一つを隔てたのみであるのに、
本県側に勤務地手当の支給がされない
地域がありますので、県財政を以て養
成しました有資格の教員が、五、六
人も大阪府に転動してしまつておると
いうやうな実情であるといふことを
聞いておつたのであります。なお新宮は
木材、製紙などでなか／＼活況を呈し
て、勝浦、白浜、田辺、和歌山等は観
光地として京阪神から非常に遊びに
来るかたが多いのであります、いづれ
も農耕地は少く、或いは主食その他の
物資を他県から移入するので、物価が
吊り上げられて人事の交流難を来た
しており、各地で或いは既得権の尊
重がアン・バランスを生ぜしめてお
るか、又は五月勧告は大都市偏重で

次に和歌山県であります、やはり
勤務地手当に関する昨年五月の人事院
勧告に不合理を認めて、県下各地の要
望を協議検討の結果、重点的に修正の

あり、政治的考慮が働いたのではないかと、或いは勤務地主義をやめて、居住地主義をとるべし、というような意見が懇談会においては述べられておつたのであります。そのほか給與改善を関係方面の制約を受けずに、自主的にやれる態勢はいつから確立するかとか、今回の行政整理によつて退職する者にも新給制度が適用されるか、或いは勤務手当制度の将来はどうなるかといった質疑が行われ、又山間僻地の教職員には僻地手当を支給されたのであるから、超過勤務手当を取除かないようにしてはどうか、特別手当は最低一カ月分支給されたなどのいろいろな要望があつたのであります。これらの詳細は省略いたさせて置きたいと思ひます。

最後に、三重県、和歌山県、奈良県、先般の給與改訂は国家公務員のみに行なつておりました。年末手当も〇・八カ月分を支給したというのを聞いて参つたのであります。なおこの間森崎委員と共に、現地についての各種の意見も我々としては考へておるのであります。それらは後日に譲りたいと思ひます。

簡単に一応第二班の御報告を申し上げる次第であります。

○委員長(カニエ邦彦) 次に千葉議員からの御報告をお願いいたします。

○千葉議員 それでは本院より派遣されました十二月二十二日から一週間、鳥取県、島根県、山口県等を加藤委員と共に調査いたしました結果を以下御報告申上げて、不十分な点については加藤委員より補足報告をお願いすることにしたいと思います。

二十四日には鳥取県庁において、二十五日には松江市において、島根県庁、それから二十六日には山口県において県庁知事室で懇談会を開催し、或いは当日午後一時半から同市職員会館において県下職員諸君と懇談会を開催いたしました。鳥取県におきましては、約三十名の諸君の御参集を願ひまして、又松江におきましては、約二十名の県下各理事者並びに職員代表者諸君、山口県においては知事室において県理事者諸君と懇談し、午後の会合におきましては、県下各官庁の理事者並びに職員諸君とそれら懇談いたしました。その調査は公務員制度の問題、それから公務員諸君に対する給與等の問題、なかなかよく地域給、寒冷地給等に重点を置いて調査したわけでありまして、先づ先に地域給の問題から申上げます。鳥取県におきましては、今度の第二次修正勧告において、人事院が勧告をいたしました地域給以外に、それら鳥取県の各職場の諸君並びに理事者の諸君等より要望のありました地域というものは、西伯郡上道村、それから日野郡根雨町、気高郡浜村町、八頭郡郡家町、これらの地域が今度の人事院の勧告にはまだ入つておらないような状態でありまして、鳥取県当局その他の利害関係者諸君の陳情から見ても、例えば上道村のごときは第一次勧告の中に一級地として指定されております境町等と全く隣接している市街でございます。生活環境その他が全く同一であるという理由から、この点についても今後の慎重なる審議を要する声が非常に強うございまして、その他の三町村におきましても、それらの理由を付して地域給

の支給地として指定せられるように十分なる御審議をお願いするといふ、こういう懇談の結果でございます。特に鳥取県の場合におきましては、二つの条件を強調して要望があつたわけでありまして。その第一は、県下のいろいろな特殊な条件から、CPSの調査世帯中には教養の低いものもかなりあつて、再三に亘る係員の説明にもかかわらず、この調査がどういう目的を以て行われるものかどうかがつきりしないという理由と、税金と何らかの関係があるのではないかという誤解がかなり強く、公定価格により購入したものを指し、指しは実際よりは相当低くなつておる、それから第二の点は、自家生産品を消費する者が非常に多いといふこと、本県におけるCPS調査区域には小規模の農業を営む地域が多く、これらの地区に居住する世帯の多くは自宅附近に多少の畑地を持つていて、これらに自家用の野菜を栽培しておる、こういう特徴が特に強調されておつたようであります。

それから次に鳥取県の分につきましては、鳥取県の級地指定に関する要望としては、鳥取県の総面積は六千六百二十五平方キロであつて、その七八％が山林により占められており、耕地面積は僅か一〇％に過ぎず、又生産工場等も少く、主食を初めとする生活必需品の大部分は他府県からの移入によつて賄われている現状である。特に戦時中の疎開の緣故及び本県が非被災地の関係もあつて、戦後において転入者がおびただしく増加し、ために人口は急増して住宅は著しく拂底し、又買出部隊の出入により物価は著しく高騰したので、県民、特に給料生活者の生活は困難の極に達している実情である。こういう事情から今度の人事院の勧告から除外せられました地域だけに對して申上げますと、能義郡広瀬町、それから安濃郡大田町、能義郡安来町、飯石郡掛合町、八束郡玉湯村、これらの町村については当然地域給を指定せらるべき条件を備えているから十分なる御審議を要望するといふこととございました。

それから次に山口県等の場合につきましては、先づ第一番に山口県の諸君が強く要望せられたことは、下関が五級地で、而も下関と殆んど同様の条件下にある宇部市、小野田市、それから下関市のうち五級地に含まれる地域以外の地域等については、その四級地に指定せられなかつた理由についてたくさん疑義を持つておられるようであります。従つて山口県におきましては、それら一級地程度の引上を要望するといふ声がどの町村からも熾烈に行われましたが、特にこの際申上げておきたいことは、全然指定されておらない地域、今度の人事院の二月十二日に行われました勧告でも除外されております豊浦郡豊東村、吉敷郡大道村、富浦郡内日村、これらについては当然一級地の条件を備えていると思つて、今後の慎重なる御検討をお願いする。そうしてその理由としては、今度指定されました吉敷郡秋穂町と同様の大道村と防府市、宇部市、山口市等との交流が激しく、そのため経済的にもこれらの地域と同様の事情にあつて、生計費も増高が甚だしい、又豊浦郡内日村、豊東村は下関市、門司市、宇部市に近接し、これらの地域の直接、間接的な影響を受け、生活物価の高騰が著しい、こういう具体的な点について要望があつたわけでありまして。勿論私もこの調査は短時日の間に終わらなければならないといふ、そういう理由のために、これらの陳情と、それから客観的条件というものがどういう程度にマッチしておるかという点については、なお一応我々としては慎重なる検討を加へる必要がありまして、この要望そのまゝに、この要望なり乃至はその資料等がそのままに全面的な信憑性を持つことができないかどうかといふことについては、私も十分今後の審査を必要とするところでありまして、これらの熾烈な要望に、切実な要望に對しては、そして又非常に緊急を要する要望であるといふ点については、我々としても十分これを考へなければならぬ、多くの地方から一様に言われましたことは、現在の状態においては、必ずしも地域給が正確な結論を得ておらないという状態のために、かなり人事交流若しくは人事行政上に障害を與へつたといふ、そういう意見が非常に強かつたといふ点を考へますと、我々としてはこれらの障害になる部分を除去するためにも、地域給の合理的解決を急がなければならぬといふことを痛感した次第でございます。それから寒冷地給等の問題についても調査をいたしました。これら点については、後に又別途方法を講じて適正な解決を図ることにして、ただこの際申上げておきたいことは、特に山口県下における徳作並びにその周辺の地域等に対して寒冷地給等の設定についての要望があつたこ

○委員長(カニエ郎彦男) 次に、請願第六〇九号、北海道公務員の石炭手当の追加支給に関する請願を議題に供します。つきましては、前回の委員会です。専門員から一席の説明を聞いたのでありますが、必要があればもう一度説明を聞かれてよろしいと思ひますが、なお只今大蔵省主計局の東條主計局長が、お見えになつております。それから同じく大蔵省の岸本給與課長、人事院からは滝本給與局長がおいででございますから、順次御質疑をお願いいたします。

○専門員(熊林御堂定君) 北海道地区
大学教職員組合協議会内の豊田久馬彦
君からの請願でありますが、石炭手当
一トン分追加支給請願書ということに
なっております。要旨は朗読いたします。

家庭における極度の耐乏生活の持続は、公務に對する理想も情熱をも萎縮させ、公務の合理的な運営と能率の増進は望むべくもありません。冬季の北海道における熱生活の確立は最低生活の前提であるが故に、我々は石炭手当の適正支給方を主張して來たのであります。が、昨年度支給を受けた手当では石炭の二トシしか購入できず、現在不足石炭を如何にして購入するかにすべてのものが苦悩しつつあり、貯炭量の減少と共にこの不安は日に／＼高まつており、事態の解決は焦眉の急であります。北海道内国立大学の教職員は、この事態を国会に率直に訴えて、直ちに石炭手当一トシ分追加支給方を請願する次第です。こういう請願でござい
ます。

○説明員(岸本青君) 只今の、現在の北海道の家庭用暖房の小売価格の問題でございますが、この点につきましては、本年度は四千七百円で一疋実行いたしておりますが、現実には現在どうなっているか、これはおの／＼まち／＼でございますして、まだ正確に把握いたしていません。

○本下源吾君 現在に正確に把握しておらんでも、予算は四千七百円と今度組んでおられるようであります。その場合に調査せられたものがあるかどうか。

○説明員（岸本晋吾君） これは来年度の
問題といたしましては、一応人事院勧告
を待ちまして又措置すべき問題でござ
います。又予算上の制約もございます
ので、一応前年度そのままという形に
おいて予算上には考慮しております。

○木下源吾君　そうすると、これは三十七年度予算を組む場合は一応見て組んでおると了解してよろしいですか。そうして實際支給のときの価格によつて、勿論その財政上の考慮は要るだろうが、その支給の時期において再び又

考慮する。そういうように了解していいですか。

○説明員(岩本晋君) これはやはり人事院勧告によつて、人事院勧告が出てから考へるということが現在の法律の趣意でございまして、それが出て見

○木下源吾君 勿論人事院勧告が出て
ませんと、どう判断していいか今のと
ころわかりかねるのであります。

○政府委員(東條猛猪君) もう木下委員に申し上げることは恐縮なのでございますが、政府といたしまして、予算案の提出をいたしまして、国会で御審議を頂き、又議決をお願いするという場合においては勿論一つ的前提を立てな

ければならん。今給與課長から申上げましたように、人事院の勧告が出て、又更にそのときのいろいろな情勢を勘案いたしまして、政府といたしましては石炭手当の金額につきまして国会の御審議を願わなければならん、かように

考えておりますが、そういう事態にま
だ只今立至つておりません今日におき
ましては、政府といたしましては、前
年度の四千七百円が適当である。こう
いう前提の下に予算の編成をいたします
して御審議を願つておるわけであります

す。それで改めて勧告が出て、そのとき的情勢によりまして考慮いたしました結果、国会の最高の意思といたしまして議決がありましたならば、人件費或いは予算の範囲内におきまして、できるだけのことば善処いたしたいとい

うのが政府の立場である、こう考へます。

○木下源吾君 それはまあ形式的に言

これはもうべら棒に北海道では高くな
つておる、今では小売価格も入れて消
費者の庭先へ持つて行つたら七千円乃
至七千五百円になる、そこでそのよう
な現実であるならば、前年度は四千七
百円だが、人事院から勧告があつてか
ら考へる、こういうような答弁では全
り誠意がないのではないか、こういう

ふううに考えるのですが、今この請願に
関連してお聞きしておるのですが、こ
の請願はもう一トン殖やしてくれとい
う意味に我々解するのですが、小売公
定価格というのがきまつておるが、そ

の価格では到底前提の三トンというものは買えないのだという意味も含まれておるわけです。それですから今お聞きしておるのです。多少の違いは我慢しろと、金がないから我慢しろと言われるけれども、法律で世帯主は三トン

ということを前提としてきめておるの
であるからして、三トンはやはり徒か
せてやらなければならぬという建前
から行けば、予算ということが非常に
微妙な問題になつて来ると思うので
す。で、このような諸願が出て来た場

合に、又今年も現実的には、もう一ト
ンに対して二千円もの大蔵省の予算の
何との開きがあるわけでありませう。
んなその開きがあるのでは、非難に私
はこの現実というものの矛盾は基が
しいのじやないか、まあ四千七百円の二

十七年度予算が国会で議決されれば、
国会はそれは適当なんだということだ
認めたとあなたがたはおつしやるでし

考えを持つておつたのです。それで今
一トシぐれといつたつて、現実に今の
ような状態ではやるといふことは我々
も考えられないのだけれども、併し寒
際の要求というものは、こういうもの
であるといふことは現実に私は大
蔵當局も認めておられることと思ひま
す。これだけの価格で入手できないけ

れども、こういうことに努力しなければいかん、この努力は結局今年度の、二十七年度予算において四千七百円というものは無理だ、これは何とか考慮しなければならんということになる、

こういうことについて今実はお尋ねしておるわけなんです。又これは問題になりません、実際問題になる。このときには人事院勧告はどう出るかわかりませんが、とにかく勧告があつて、法律に三トシ焚くという建前が先ずきまつ

ておるのであつて、人事院もそれに基
いて一トンの価格というものを勧告す
るであらうと思う。そのときに私は寒
際支給の時期になつたならば、今は四
千七百円と我々は確信して出してお
りけれども、その時期になつて法律二百

号の趣旨によつて、我々は財政の範圍内において支給のときには考慮するのだ、こういう御答弁なら私はわかると思う。曾つて大臣はそういうことをおつた。今回もそれはそういうことならば、この請願の願意にも又私は考

干のかなうところがあると思う。それだけの答弁ができるか、できないか、これを一つお願いしておきます。

○政府委員(東條猛猪) お答えを申し上げます。お聞きの通りに当初の経緯はよく御承知の通りでございます。予算の積算をいたします場合に、石炭のトーン当りの単価を考へますときに、どの程度のカロリーを目安に置くかというのを、たしか第一回のときには、当時石炭は統制時代でありました関係もありましたが、人事院の報告におきまして、或いはそれを引継ぎまして予算の単価におきまして、比較的低位のカロリーを目安におかれまして石炭の単価がきまつた、それを今日まで一応の建前と申しますか、考へ方というか、それを今日まで引継いで来た。そこで現実に消費者の実際の皆様方が石炭を購入する場合におきましては、石炭の統制が外れ、現在相当品質が改善して、こう高いカロリーの石炭が現実に入るといふことになつて参りますと、当初の比較的低いカロリーの目安にいたしました石炭の単価と、現実に入手しておられるところの石炭の単価との間に、實際問題としては食い違いが出るというところは、これは御承知の通りだと思ひます。ただそのときに石炭の数量の問題がカロリーの裏腹をなすのでありますが、まあそういうカロリーの問題が、単価の問題につきまして、實際の場合と報告の予算面との間に食い違いをするというところが一つの大きな問題ではなからうかと思つております。従ひまして今日におきまして、實際現実の消費者の皆様方が入手しておられます石炭の単価は、石炭の統制が行われておりました当初の報告或いは実行の当時に比べますと、その間實際幾らぐらいで取得しておるかというこの時価の問題等になつて参ります。

りますが、非常に複雑になつて参ります。先ほど給與課長が申上げました、なか／＼實際の把握は困難であるというところでお許し頂けるかと思ひます。先ほど申しましたように、今政府といたしまして提案をいたして参ります。御審議を願つておられますところの予算が成立をしまして、その予算額の範囲内においてこの現実の石炭手当の金額を国会の最高の御意思として、こうしたほうが適當であるということになりますならば、予算の範囲内において実行できます場合におきましては、人事院の報告なり或いはその当時の情勢を勘案いたしました価格に即応いたしました、そのことを考へ直すということとは私はあり得ることである。現にこれはすでに御承知のように、昨年の予算におきまして一応たしか單価三千五百円というのじやなかつたかと思ひますが、それを現実の支給は四千七百円というものが行われておつたのが現実ではなからうかと思ひます。そういう事例もございしますし、實際の運営につきましては、まあ政府としては予算の範囲内であるならば、そう窮屈に考へることは如何であらうか、十分国会の御意思に副うように検討しなければならんと、かように考へます。

○木下源吉君 これはひとり国家公務員ばかりでなく、国鉄の場合にも實際入手できないのだ、そうして四千七百円では越年の期間中の燃料費を賄ふえないのだ、国鉄の場合あたりでもほとんど要請せられておる。で、今日では石炭の……石炭は北海道では今ばかりじやない、これは食糧と同じなんです。そういう重要なものを、ただ昔から北海道は配給統制時代から配給量というものが大体五十万トンとか、八十万トンとかきまつておる。そうすれば、北海道は石炭を焚かなければやつて行けないのだというものはもうきまつておる。これによつてできた法律であるならば、冬を渡されるだけはしてやらなければならぬというところは、これは誰が言つても明瞭だと思ふ。今あなたと言つたのでありますが、カロリーのどういふ言われておる。人事院は六千八百カロリーです。ちやんとこの前六千八百カロリー出しておる。六千八百カロリーなくても、六千カロリーでもよろしい。大体いつでも大蔵省の單価というものは全く石炭ストーブでは焚けないのです。まあ石炭ストーブにもいろいろありますがね、貯炭式というあのドイツのユンゲル式のようなやつがある。これならば全然中塊炭で、やはり六千五百カロリーぐらゐなければ駄目なんです。あの石炭ストーブは……。そのところに持つて来てズレ炭みたいなものを配給する。石炭であれば何でもよいというやうなことになるれば、それは用をなさない。今度は「ずんどう」戸をあけてどん／＼入れて焚くやつ、こんなことをやつておつてはくべるはしからさめてしまふ、前はあつておつても、後ろのほうは冷たくてどうにもならない、こういうことになりまふ。これもやはり限界があるのです。家庭用、暖房用のものは、東京とか、こんなところと違ふのですから、ですからそういうところをもう少し大蔵當局は調べてもらつたらいいのじやないか。實際に寒いときに行つて、零下二、三十度あたりのところでは二、三日一つ見て来たらいいのです。

法律できめて以上はこれは一つやつてもらわんと困ります。だから今の場合でも、我々は今の何を採択するかしないか、今これから協議するのですが、我々としては北海道の實際として四千七百円では買えない。買える、買えないというところに又議論がある。あなたたちのほうは、小売公定価格と言へば、駅の土場の価格、石炭なんというものは小運搬料が高いのです。トーンに五百円もかかるのです。駅の土場から消費者のところに持つて行く、札幌なら札幌の市中に持つて行つて、消費者のところへ。トーンに五百円も六百円もかかるのです。それに税金をとられるでしよう。四千七百円、これは實際には半トンより買えない。だから三トンやるといふことをきめておるのではないけれども、法律には三トンと謳つておるものが實際的にはトン半より買えない。そうすると、仮に六千円としてもトン半の九千円というものは別途に赤字で補填しなければならん、こういうことになるのです。私は、木下のやつはそういう面ばかりを見ておるのだ、駅に行けば拾つた石炭でもまだ焚けるではないか、いろいろなことを言われるかも知れませんが、昔は川に流れて来た割木でも拾つて補填もできた、或いはズレ山へ行つて黒いやつだけ拾つて来て焚くというやうな方法もありました。そういうやうなことはもう終戦後六年も七年もの間にやり盡してしまつた、そういうことはできないのです。それは實際にもう型に嵌つただけしかやれない、税金を拂ひ、小運搬を拂つて行くというと半分以上駄目です。それからカロリーの比較的低く安い、これは天

北炭と言つて宗谷方面あたりにあります。これはもう輸送運賃が余計かかるのです。運賃が多くなる、これはやりよふによつてはカロリーの水分の多いものと、灰分の多いものと、調合で熱量も上げることができるところで、それは国鉄だとか、大きいところでは温炭して、そういういろ／＼なものをやつて有利にやる方法もある、ところが家庭ではトンくらゐ、二トンくらい石炭をそんなことはできません。そういうことをやるためにあつちへ持つて行つたり、こつちへ持つて行つたりしていろいろに運賃だけにかかつてしるの、それでそれから大工場に納入しているのは幾らだと言つても、それでもそんな安いことではできません。ね。鉄道は自分の車で引張つて歩くのだから、それは山元炭あたりでやるかも知れませんが、北海道から東京へ汽車運搬するとトン二千円からの運賃がかかる。北海道内でも千円からかかつてしまふということになるから、調査をする場合にもよほど親切にやつて何／＼と、安いのからずつと値段が付いていきます。小樽でも札幌でも安いのなら入手できるかと言へば、ない。統制時代からない。そのない石炭の、つまり仮定の炭価を御覽になつて、そういう石炭があるのだということでは駄目です。そういうことですから、これは何遍でもお話ししているはずだけれども、どうも北海道の石炭手当という余計なものに思つておられるが、これは一つ考へ直してもらいたい。池田大蔵大臣は、曾つて小樽におれはおつたのだというやうなことを

言われたが、大蔵大臣が小樽におつたときと今とまるつきり時代が違ふので

すよ。税務署の役人なんかでおつたらみんな持つて行つて、税金でも負けて

欲しくてただでくれた、実際北海道の役人はおつかないから……。その頃の

役人です。それだから大変安直なことを考へてゐる。あなたがた實際行つて

御覧になつて一つやつて頂きたい。そうでない、こういう請願が出て来て

我々は板挟みになつて、おれのほうも予算が要るのだし、お前たちはきめら

れてゐるのだから言うけれども、一旦きまつてしまつたものを、今度あな

たのところへ行つて三千五百円、四千七百円にするために、北海道からみん

な、何人やつて来て、経費を使い、頭を下げ、今度あなたたちを選挙しま

すというふうなことをやつてゐる。こ

ういうことをやつておつたのでは政治は結局乱れてしまふ。ですから初めか

ら一つやつてもらわなければならんといふことを附加して、私はこの請願の

内容を一つお考え置きを願ひたい。

○委員長(カニニ郎彦君) それではこの請願六百九号についての採択或いは不採

択は後ほど決定することにいたします。

○千葉信君 まだ質疑が残つておりますから……。

○委員長(カニニ郎彦君) この点についてそれではどうですか、御相談申上

げますが、官房長官がちよつと時間の關係上今急ぐように言つておられるの

で、それでこの質疑はまだ大蔵省のかたもおつて頂きますから、官房長官

れを先におやり頂いたら結構だと思

います。

○木下源吉君 それでは官房長官に一

つ……。

○委員長(カニニ郎彦君) それでは一

般職の職員の給與に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、政府

の提案理由の説明をお願いいたします。但しこれは予備審査でございま

す。

○政府委員(保利彦君) 只今議題とな

りました一般職の職員の給與に関する法律の一部を改正する法律案につきま

して、その提案理由並びにその要旨を説明いたします。

政府委員の現行勤務地手当支給地域

区分は、昨年十月から実施されたものでありますが、その支給地域区分は、

御承知の通り昨年五月十七日付の人事院の意見に基いて改訂したものであ

ります。然るに人事院におきましては、その後の物価、生計費等の地域差

の推移に鑑み、その改訂について調査研究を行なつておりましたが、その結果

に基き、本年二月十二日国会及び内閣に對し意見の申出がありましたことは

御承知の通りであります。政府におきましては、右の意見を検討いたしまし

た結果、その内容を適當と認めますと共に、その改訂に伴う所要経費の年間

増加額は一般特別会計を合せて約七億

円でありまして、これが支出も可能の見通しを得ましたので、人事院の意見

を全面的に尊重いたし、これを来年度初めから実施すべきであると結論に

達した次第であります。これが本法律案を提案した理由であります。

この法律案により改訂される支給地

域区分は、いずれも現在の支給割合を

引下げるものはないのであります。その内訳は、市町村数にいたしまして

て、非支給地から一級地になるもの二

一〇、一級地から二級地になるもの一

一〇三、二級地から三級地になるもの

一八、三級地から四級地になるもの

三〇、四級地から五級地になるもの三、

合計三六四であります。

以上本法律案の提案理由並びに要旨

の概要を説明申し上げました。何とぞ御審議を頂くようにお願い申し上げます。

○委員長(カニニ郎彦君) 本日は本件

に關しましての提案理由の説明に對する質疑は後日をお願いいたします。

○委員長(カニニ郎彦君) それから勤務地手当支給地域区分の改訂に關する

取扱いについて、前回の委員会でも問題となつた件であります。政府当局の

幸い出席もありませんから、これにつ

いての御質疑を願つたら如何ですか。

○千葉信君 二二三簡單な点についてお

尋ね申上げたいと思ひますが、提案理

由の説明によりますと、大体一般會計、特別會計を合せて七億四程度であ

るから、その支出が来年度四月一日から可能だといふ見通しで、実施の期

日を二十七年四月一日とされたよう

であります。この地域給の改訂は御承

知の通り人事院の勧告自体が非常な遅

れて提出されましたが、今度は政府のほうでは非常に積極的に、勧告が出る

と同時に、水もたまらん早わざで国会に法律案を提出されたようであります

が、折角ここまで御努力をなすつてお

られるのですから、その実施の期日

も四月一日にせよ、どうして三月一

日とか、若しくは又一月一日という実

施の期日をお考えにならなかつたか、

この点については、先の岡崎官房長官に對しても、地域給の改訂について要

する経費については、これは予備金からの支出が可能なはずであるから、そ

の点について政府は考慮するのかしないのかといふことをお尋ねしましたと

きに、若しそれが可能ならば、政府と

してはその点について十分検討を加えたいといふ、こういう御答弁があつた

わけでありまして、政府としては、この際この実施の期日を遡つて一月一日か

ら施行される御意思があるかないかといふことを先づ簡單に御質問申し上げま

す。

○政府委員(保利彦君) 御尤もござ

いますけれども、政府としては、来年度予算の操作においてこの勧告を

全面的に尊重することができるといふ財政予算上の理由から、御趣意は御尤

もだとは存じますけれども、年度替りから実施をさして頂きたいと考えてお

ります。

○千葉信君 次にお尋ねしたいことは、國家公務員法の第二十八條による

給與の引上の勧告等については、従来これは勧告以前には、人事院とそれか

ら政府当局との折衝とか、前交渉とか、そういうことは行われるべきでは

なしに、又行われなかつたといふふう

に私は確認しております。ところが地域給の問題については、これは官房長

官も御承知のように、一旦勧告されま

したその内容等について、政府のほうでこれを變更し、若しくは修正をする

といふような点については、その機構の關係、若しくはスタッフの關係等か

らなか／＼困難であるといふ、そういう立場から、一應勧告されればこれは全面的に実施するか、或いは延期する

かどうかといふようなことが問題にな

るだけで、その内容について給與引上

等の場合のごとく、値切つたりするとい

うようなことは、これはなか／＼困難な問題でございまして、そういう点か

ら言いますと、直接予算にどうしても

全部が全部影響するといふ立場から、

地域給の問題については人事院と政府

が事前に前交渉をするらしい、してい

るらしいといふことについて、私ども

は今申上げたような理由から、これは

一應止むを得ないといふ默認の態度を

とつて来たわけでありまして、ところが

今度私が特にこの問題についてお尋ね

したいこの前提として政府にお聞き

しておきたいことは、一体そういう政

府と人事院當局との地域給の問題に關

して、予算上の折衝若しくはその他に關

して、どういふ折衝が今度のこの補正勧

告について行われたかどうか、この点を

先づ明らかにされたいのであります。

○政府委員(保利彦君) 私の承知して

おります限り、事前に人事院當局と折

衝をいたした事実は私は存じません。

私自身はいたしておりません。ただこ

の人事院の勧告が政府として尊重して

行ななければならんといふ考えは、私

は絶えず持つております。

○千葉信君 そういたしますと、責任

者として官房長官のお立場からこの

勧告をお知りになつたのは、二月十一

日に人事院から勧告が出ましてからで

すか。

○政府委員(保利彦君) 私はさうで

ございまして。

○千葉信君 総理府のほうで、この問

題について人事院のほうと、あなたの

幕下のかたで折衝されたかたはたはないのですか。

○政府委員(保利茂君) それは聞いて見ればわかるかと思いますが、私は実は全然さわつていなかったものですが、それを一つ御了承願いたいと思います。

○千葉信君 それじや極言すると、官房長官は、大事な今問題となつておるこういう地域給については全くどういふ交渉がなされてゐるか、どういふ内容のものが出ようとしてゐるかという、そういう点については全然無関心で報告の出るまでお過しになられたのですか。

○政府委員(保利茂君) これは建前といたしまして、人事院は人事院のあの性格からいたしまして、人事院独自の御見解で御調査になり、その結果を政府に或いは国会に報告せられるという上からいたしまして私は当然然らうと思つてございまして……

○千葉信君 本筋はそんなんです。今官房長官がおつしやるように、国家公務員法の建前から言ひまして、人事院の立場から言ひまして、当然そうなければならぬのです。ところがこの問題だけは別なんです。この問題だけは実際に人事院のほうでも事前に政府と交渉したということ、若しくは又折衝が行われたことを認められてゐるのです。政府のほうでは又実際上、例えばそこに今お尋ねすればわかるかと思うのですが、今ここに政府が提案しておられる中に書いてある七億四千万という問題なんかに……

或る程度交渉があつたということとはつきりしてありますし、私はその交渉があつたということ、その点を政府に対して追及してゐるのじやないのです。そういう交渉の中から非常に大きな問題が出て来てゐるのです。まあ併しお知りにならない官房長官をつかまえてこれ以上お尋ねしても……

○政府委員(保利茂君) 必要がございしたら……必要は勿論ございまして、上から、総理府の関係者から御説明を申上げるようにいたさうかと思ひます。

○千葉信君 それでは重ねて官房長官にお願ひしておきますが、この問題については、いづれ機会を改めて是非折衝の面にも当られた責任者と、それからその折衝自体に対して責任を持たなければならぬはずの官房長官と、同席の上で、この次の委員会でもどうもお尋ねしなければならぬことがありますが、その点を御承知願ひしたいと思います。

○政府委員(保利茂君) 私は折衝の責任を持たなければならぬというその折衝の使命を帯びておるとは思ひませんが……

○千葉信君 折衝の責任ということではなくてです。官房長官がこういう例えは公務員の給與であるとか、地域給の問題であるとか、こういう問題について、あなたは一応現在のお立場は内閣総理大臣を代理してここに御答弁に來られておる。それから又ここでこういう問題を決定する一応の政府の答弁の分担責任を持つておられるはずなんです。そういうお立場のあなたはこの問題についての御答弁は私はどうしても聞かなければならぬし、又官房長官としての責任上からも私はどう

してもお尋ねしておかなければならぬ点があるわけなんです。そういう点です。よろしくございませうか。この次の委員会に官房長官に御出席を願うことと、それから私の質問に対して御答弁をして頂ける責任者と御同席の上で……

○政府委員(保利茂君) そういうことが行われておつたとすれば、その人に出てもらつて御説明を願うようにしたいと思ひます。

○千葉信君 官房長官にちよつとお尋ねしたいのですが、時間がありますか。

○政府委員(保利茂君) 外させて頂きたいのですが。

○千葉信君 この際原則的に二、三点お尋ねしておきます。簡単に申さう……政府は地域給の地域差が現在あるというふうに本気で考へておられますか。……政府は地域給の地域差が現在の支給地域の区分が不公平だという観点に立つておられます。これはまあ官房長官は政治家だから、もうよく知つておられるのでしようが、各地の状況を見ましても、誰が見ても、当然ここが出るならこもやらんならぬというところがあるのです。そういう点が根本の問題なんです。それと関連しまして、この七億の予算をどういふところから出すか、これはあとで聞きますが、我々は又これを審議して結論において修正もするよう考へも持つておられます。これは我々ばかりではない、これは與黨議員諸君も私はそうだと思ふ。そういう点を一つ少し究明したいと思ふ。殊にあなたはこういう問題についてはまだ深くタッチしておられますから、よく一遍何して見たい、こう

思つて何してありますので、三分や五分では済まないから、こういう意図を持つてお聞きしたいと思ふので、どちらかと言へば、懇談でもするやうな気持ちで、適当な機会に時間をつと一つ出てもらいたいのと思ふのですが、どうでしょうか。それじやあなたは大変忙がしいようですから止めますが……

○委員(カニエ邦彦君) それでは機会を見て一つお願ひいたします。官房長官は今日はお忙がしいようですが、官房長官は何か丁度時間で忙がしいようでありまして、官房長官に対する質疑はこの次の機会に譲りまして、本日は官房長官に対する質疑はこれで終りたいと思ひますが……

○千葉信君 誠に残念であります、異議ありません。

○委員(カニエ邦彦君) 次に、先ほどの請願の六百九号について、まだ千葉君から何か御質問があるようでありまして、引續いて千葉君のほうから質疑をお願いいたします。

○千葉信君 それじや東條次長と岸本給與課長に御質問申し上げます。東條次長も岸本給與課長も、石炭手当に關する法律第二百号には世帯主には三トシ、非世帯主には一トシ分というトシ数で書いていて、その対価に相当するものを支給するといふ建前をとつておるといふ事実と、それからその財源は予算の範囲内といふことになつておることは御承知でございませうね。

○政府委員(東條猛猪君) 誠に恐縮であります、今日は法律案をこういう問題と存じませんで持つて参りましたのでした、お言葉の通りだつたと記憶いたしております。

○千葉信君 そこでお尋ねしたいのは、先ほど木下委員からの質問に対して大蔵當局からの御答弁では、二十七年年度の分については前年度石炭手当の支給額の通りに一トシ当り四千七百円を基準として組んだ、こういう御答弁でございまして、政府のほうでは、この法律に只今御確認のうちに、世帯主には三トシ分、非世帯主に対しては一トシ分、而もそういう石炭手当の支給の財源は予算の範囲内といふことになつておるのであります、而も二十七年年度に対しても四千七百円という形で組まれたといふことであります、御承知の通り今の政府の二十七年年度における財政経済計画の特質な点として、政府のほうでは今度の財政計画では、国内価格が国際価格に轉寄せる点についてはこれは止むを得ないという態度をはつきりおとりになつておるのでございまして、この政府の財政経済政策の特質な点については、これは大蔵省として予算作定の場合に考

○千葉信君 そこでお尋ねしたいのは、先ほど木下委員からの質問に対して大蔵當局からの御答弁では、二十七年年度の分については前年度石炭手当の支給額の通りに一トシ当り四千七百円を基準として組んだ、こういう御答弁でございまして、政府のほうでは、この法律に只今御確認のうちに、世帯主には三トシ分、非世帯主に対しては一トシ分、而もそういう石炭手当の支給の財源は予算の範囲内といふことになつておるのであります、而も二十七年年度に対しても四千七百円という形で組まれたといふことであります、御承知の通り今の政府の二十七年年度における財政経済計画の特質な点として、政府のほうでは今度の財政計画では、国内価格が国際価格に轉寄せる点についてはこれは止むを得ないという態度をはつきりおとりになつておるのでございまして、この政府の財政経済政策の特質な点については、これは大蔵省として予算作定の場合に考

○千葉信君 それで御承知したいのは、先ほど木下委員からの質問に対して大蔵當局からの御答弁では、二十七年年度の分については前年度石炭手当の支給額の通りに一トシ当り四千七百円を基準として組んだ、こういう御答弁でございまして、政府のほうでは、この法律に只今御確認のうちに、世帯主には三トシ分、非世帯主に対しては一トシ分、而もそういう石炭手当の支給の財源は予算の範囲内といふことになつておるのであります、而も二十七年年度に対しても四千七百円という形で組まれたといふことであります、御承知の通り今の政府の二十七年年度における財政経済計画の特質な点として、政府のほうでは今度の財政計画では、国内価格が国際価格に轉寄せる点についてはこれは止むを得ないという態度をはつきりおとりになつておるのでございまして、この政府の財政経済政策の特質な点については、これは大蔵省として予算作定の場合に考

慮されたかどうかということを一応承
わりたいと思います。

○政府委員(東條義雄) 政府といた
しましては、昭和二十七年年度におきま
する各種の価格或いは料金等につきま
しては、補正予算の場合に織込みまし
た予算価格が、原則といたしましては
横這いを続けるという前提の下に予算
の編成に当つております。

○千壽信君 そうしますと、大蔵省の
予算作定に対してとつておる考え方と
いうのは、例えば物価が横這いである
ということについては、一切の物資に
対して物価は横這いだという建前で予
算を組まれたと、こういうことになつ
ておりますか。

○政府委員(東條義雄) お答え申上
げます。只今原則としてということ
を申上げたのであります。例えば御
承知の通りに、主食の生産者価格、こ
ういうものにつきましては引上を織込
んでおります。従いまして例外が全然
ないということも申上げてはなりません
が、原則といたしましては、物価は
横這いということと組んでおります。

○千壽信君 そこで更にお尋ねしたい
ことは、一体主食の点なんかについて
は、予算作定上或る程度考慮されたよ
うであります。例えば政府の財政
経済政策から言つて、国際価格に順寄
せして行く物資の中でも、先ず誰でも
考えられることは、例えば鉄鉱石であ
るとか、セメントであるとか、或いは石

炭であるとか、木材であるとか、こ
う国内の価格が国際価格に順寄せし
て行くという、こういう前提について
はどうお考えになられましたか。

○政府委員(東條義雄) 只今例とし
てお挙げになりましたような物資の価
格は、補正予算で織込みました価格と
同様、横這いであるというふうなこと
で、原則といたしましては変えており
ません。

○木下源吉君 これは今の請願と関係
が何にもないのですが、官房長官がい
なくなつてあなたが来ておられるの
で、これを一つ聞いて置こうと思つて
今度の勤務地手当の点でお聞きの通り
です。先ほどそこで政府の一般職、特
別職に対しては、今予算措置が見通し
が付いたからやると、こういうわけ
ですが、公共企業体についてはどうい
うふうなことになるのでしょうか。

○政府委員(東條義雄) 公共企業体
につきましては、現在御審議願つてお
るところの給與総額の範囲内でこの勤
務地手当の問題は考へておりまして、
木下委員御承知の通り、国鉄等につ
きましては、従来勤務地手当の体系は
変わっておりません、そういう考え方
で今のごときでございます。

○木下源吉君 勿論国鉄は体系は変
つておるのであります。今度の場
合、又給與総額で処置してできないと
いうときには、又体系を変えるとい
うふうな考えがあるのですか。

○政府委員(東條義雄) 国鉄はまだ
この問題につきましては、いろいろ検
討中じやないかと思つてございま
すが、御承知のように公務法の建前な
り、予算の建前は御承知の通りでござ
います。給與総額の範囲内において
やつて頂くというので、これは今後
の研究問題ではなからうかと考へてお
ります。

○木下源吉君 併し御承知の通り国家
公務員と公共企業体は不可分の関係に
あるので、この考慮なくして大蔵省は
この法律案を出されたいと思つてお
す。十分に御考慮の上で、或る程度の
やはり見通しというものを持つておや
りになつたのだらうと思つておや
う。これは、この意見書が出、この法律
が出ますという、公共企業体の側か
らいろいろ何か出て来ますよ。話が
出て来ますよ。それに對しては一応や
はり大蔵当局は公共企業体といえど
も、やはり中心は大蔵当局の権限のよ
うな、公共企業法でも予算のことは大蔵
大臣の権限というものが、御承知の通
りやはり考慮なくしてこの支給地域区
分の法律案は出せない問題であらう、
こういうふうな考へておる。ただ漠然
と国鉄内部で何とかするだらうとい
うふうな以上、やはり考へておること
を率直に話を願えれば、こゝ思
ののですか。

○政府委員(東條義雄) お説のよう
に公務法の建前から申しまして、この
給與の体系は公社の總裁が定められる
ということになつておまして、先ほ
ども申上げましたように、国鉄の勤務
地手当の体系はもう現に国家公務員と
違つておるわけです。又公社の總裁が
今後どういふ考へ方をいたされませ
うか、まだ話は承つておりませんが、
政府といたしましては、御審議を願つ
ておるところの給與の総額の範囲内
において給與体系がきめられるべきも
のである、かように存しております。ま
あそう申上げざるを得ないわけであ
ります。

○委員(カニ二郎) そこでちよ
つと……。只今の質疑は勤務地手当支
給地域区分の改訂に関する内容のもの
であるように思ひますので、先に請
願第六〇九号について、これを採択
し……。

○千壽信君 その問題ちよつと待つて
下さい。

○委員(カニ二郎) これに關連
してですか、この質問ですか。

○千壽信君 そうです。

○委員(カニ二郎) 順序とし
て、この請願を採択するならば一応採
択して、それで次に今の質疑を行なつ
て頂きたいと思つておるわけであ
ります。この件でですか。

○千壽信君 石炭手当の問題について
は、まだはつきりと決定されたよう
ではありますけれども、今度の人事院
のほうから出て参ります給與原則の中

では、一応従来の法律第二百号を既得
権を言いますか、大体現行通り寒冷地
手当、石炭手当の支給は認めるとい
う態度をとるやに私も聞及んでおり
ます。ところがいろいろなお話を承わ
りますと、再三年來の、毎年々々石炭手
当等に関して補正予算を編成しなけれ
ばならなかつたという大蔵省の立場か
ら、これを在勤手当の形に切替えてし
まいたい、特に石炭手当のほうにつ
いてはこれを在勤手当の形に切替えて、
今までのように毎年スライド制を採用
することのないような内容のものに持
つて行きたいという、そういう要望が
大蔵省のほうにあるという情報が、か
なり地方に飛んでいるようであります。
大蔵省としてはそういう考へを今お
持ちかどうか、その点この際承わつて
おきたいと思ひます。

○政府委員(東條義雄) 今の千壽委
員のお話のようなことを、大蔵省とし
てそういう方針がいいとか、或いはそ
ういう考へ方はどうだらうかというよ
うなことは、別にまだあなたもお話も
いたしておりませんし、又私どもの何
と言いますか、仕事と申しますか、事
務の点から申しまして、そういうこ
とを大蔵省の意見だと申上げるべき筋
合でもないと思つております。

○委員(カニ二郎) それでは本
請願六百九号、これを採択することに
御異議ございませんか。

○木下源吉 それはこの間も私もちよつと言つたと思うのですが、石炭手当の二トン当りのつまり単価というものが不当である、現実に買えないのだ、もつと上げてもらわなければ、所要の量を入手できないのであるから、三トンも買えるだけのものを支給してくれ、こういう意味で採択する、そうでないと、法律二百号の三トンを四トンにしてくれという請願であれば、又別なように考えられるのだけれども、私どもの考えは、そういう意味の請願だと考えて採択する、こういうことなんです。

○委員長(カニ二郎) それでは只今木下さんの御説明になりました趣旨において、この請願第六百九号を採択する。そうしてこれを議院の会議に付し、更に内閣に送付することを必要とするということに決定して御異議ございませんか。

○委員長(カニ二郎) それではさよう決定いたします。

○委員長(カニ二郎) 次に、先ほどの勤務地手当支給区分の改訂に関する取扱ひについての質疑を、引続いて木下君にお願いいたします。

○木下源吉 大蔵当局はやはりこの勧告が出ますと、地方公務員もこれに準ずるということは御承知の通り、そこで地方公務員の場合の財源について

は、法律案を出す上において何らかの考慮が拂われたのか、注意をせられたのかということについて一つ……。

○政府委員(東條猛猪) 仰せの通りでございます。国家公務員につきましては、この法律案を出します以上は、地方公務員についても給與の予算額は増えるわけになるのであります。大蔵省といたしましては一応の試算をいたしました、国会で今御審議を願つておりますところの五十億円の平衡交付金増額という、基礎的には地方財政委員会と相談をいたしました地方財政諸計画があるわけでありまして、その範囲内において処理できる。こういう見込を立てております。

○木下源吉 地方公務員は国家公務員に準じて、やはり総額どのくらいの額になるのですか。

○政府委員(東條猛猪) 約七億四千万来よりも増える、こういうふうに見込んでおります。

○木下源吉 公共企業体はどうですか。

○政府委員(東條猛猪) 先ほどもちよつとお話が出ました、又申上げましたように、国鉄につきましては、従来の勤務地手当支給の体系が国家公務員並みになっておりません関係上、どれくらいになるかということが実は非常にむずかしいわけでありまして、先ほど申上げましたように、従いましてこの

の公社の総額がどういう今度勤務地手当についての体系を考えられるかということによつてこの内容が變つて参ると思つております。それから専売のほうは、これは大体従来国家公務員並みでございまして、計算が付くわけでありまして、大体専売のほうは二千四百万円見当増えるのではなからうか、この考へております。ただこれは御了承願わなければなりませんのであります、全国に散らばつておりますところの、専売で申上げますれば、支所並びに販売所或いは收納所でありまして、なか／＼この正確な計算ということでは申上げかねるのであります、大体そういうふうに私もといたしましては見當を付けております。

○木下源吉 それは国鉄の場合は体系が違つておることも承知してありますが、仮に今回の新しいところ二十、これは五分ばかり、それからそのほかにもこれに換算して見ればわかる、そのような計算をすれば、五分というものは、仮に新しく増額になつたもので国鉄はどれくらいになるか。

○政府委員(東條猛猪) 今申上げましたように非常に責任のある推算ではございませんので、その点御了承願ひたいのであります、先ず二億乃至三億五千万見当ではなからうか、かように推算をいたしております。

○木下源吉 国家公務員七億の予算措置は見通しが付いたんですか。これはどうせ二十七年度の予算でしようが、どういう……。やはり人件費だけです。

○政府委員(東條猛猪) この点は今後いろいろ給與予算の実行状況をよく見まさんと、私もといたしましては責任のあることをよう申上げられないのであります、政府といたしましては、建前といたしましては人件費の予算でやりたい、足りなければ流用等を行います、是非この法律案に伴いますところの給與額は是非いたしたいと、かように考へております。

○木下源吉 こういう人件費或いは費目の流用で、又あらかじめの見通しを付けておるんだが、その額は七億といふのはもう最高限度と考へていいかどうか。

○政府委員(東條猛猪) 只今のところではさう考へております。

○木下源吉 只今ちよつと人件費の実行状況と言われましたが、大蔵省は今いろいろ新聞等で言われておる行政機構の改革ですね、そういうものを考慮の中に入れておりますか。

○政府委員(東條猛猪) 先般行われましたところの定員法の改正に伴います分、つまり御承知のように三月までの退職者とそれ以後に分けております。これは繰込んでおることは勿論であります。お尋ねはさうでなくて、新聞紙上等に伝えられておるところの今後の行政機構の改革の分はどうか、こ

ういうお尋ねだと思ひますが、これにつきましては、予算の総則で行政機構が變つた場合の人件費の、何と申しま

午後零時二十七分散會

二月二十七日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。
一、一般職の職員の給與に関する法律の一部を改正する法律案

一般職の職員の給與に関する法律の一部を改正する法律案
一般職の職員の給與に関する法律

一般職の職員の給與に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。
別表第六を次のように改める。

別表第六 勤務地手当支給地域区分表

北海道	都道府県	区分	支 給 地 域
三級地	札幌市 小樽市 石狩支庁管内	琴似町のうち字八軒、二十四軒、琴似、山手、宮の森、新川、新琴似及び発寒 豊平町のうち字月寒、美園、平岸、中の島、東月寒、羊ヶ丘、福住、北野、清田、西岡及び澄川並びに真駒内、石山、藤野、篠舞、豊澤及び定山溪の区域で定山溪鉄道の線路から二キロメートル以内の地域、札幌市のうち字苗穂及び元村	
二級地	釧路市 函館市 稚内市 旭川市 室蘭市 帯広市 網走市 北見市 夕張市 苫小牧市 留萌市 岩見沢市 美瑛市 石狩支庁管内		
一級地	胆振支庁管内 根室支庁管内 上川支庁管内 十勝支庁管内 渡島支庁管内	千歳町 江別町 根室町 神楽村のうち字神楽及び神楽ヶ岡 東鷹栖村のうち町村道七号道路と町村道十四号道路とにはさまれる地域 神居村のうち字本町、神岡、忠和及び雨紛 川西村字稲田 亀田村のうち字富岡、中道、鍛冶本町、昭和、港、赤川通及び赤川 上磯町字七重浜	幌別町 安平村

青森県	
一級地	
青森市	石狩支庁管内
	琴似町のうち三級地に含まれる地域以外の地域 豊平町のうち三級地に含まれる地域以外の地域 札幌市のうち三級地に含まれる地域以外の地域 手稲村 神楽村のうち二級地に含まれる地域以外の地域 東鷹栖村のうち二級地に含まれる地域以外の地域 神居村のうち二級地に含まれる地域以外の地域 名寄町 亀田村のうち二級地に含まれる地域以外の地域 上磯町のうち字七重浜以外の地域
青森市	釧路国支庁管内
	厚岸町 余市町 倶知安町 塩谷村 三笠町 芦別町 赤平町 滝川町 奈井江町 歌志内町 砂川町 上砂川町 深川町 浦河町 静内町 江差町 奥尻村 留萌支庁管内 焼尻村 天売村 香深村 船泊村 鶴泊村 杓形町 仙法志村 鬼脇村

山形県		秋田県		宮城県		岩手県	
一級地		一級地		一級地		一級地	
山形市 米沢市 鶴岡市 酒田市		秋田市 能代市 大館市 横手市		塩釜市 石巻市 古川市 宮城郡 仙台市		釜石市 盛岡市 宮古市 一関市 九戸郡 上閉伊郡 気仙郡 大船渡町	
		本吉郡 桃生郡 牡鹿郡 矢本町 気仙沼町 松島町 多賀城町 女川町				弘前市 八戸市 東津軽郡 筒井村大字筒井 新城市大字新城市石江 大野村大字大野字片岡 荒川村大字荒川字藤戸 大三沢町 田名部町 大湊町 黒石町 上長苗代村大字尻内	

茨城県		福島県	
一級地		一級地	
古河市 多賀郡 那珂郡 久慈郡 真壁郡 結城郡 新治郡 稲敷郡 行方郡 北相馬郡		新上市 南村山郡 北村山郡 上ノ山町 東根町字神町 福島市 郡山市 若松市 平市 白河市 石城郡 信夫郡 伊達郡 耶麻郡 岩瀬郡 水戸市 土浦市 日立市	
多賀町 高萩町 磯原町 勝田町 太田町 下館町 下妻町 水海道町 結城町 石岡町 龍ヶ崎町 阿見町 潮来町 麻生町 取手町		小名浜町 内郷町 湯本町 好間村 勿来町 植田町 江名町 飯坂町 湯野町 喜多方町 須賀川町	

埼玉県		群馬県		栃木県	
三級地	四級地	一級地	二級地	一級地	二級地
大宮市	浦和市 川口市	多野郡 甘楽郡 利根郡 碓氷郡 吾妻郡 北群馬郡 群馬郡 邑楽郡 太田市	伊勢崎市 高崎市 桐生市 前橋市	上野市 上野市 下野市 塩谷郡 足利郡 那須郡	宇都宮市 足利市 栃木市 佐野市 上野市 日光市 足尾市
		藤岡市 富岡市 沼田町 水上町 安中町 中之條町 草津町 伊香保町 澁川町 倉賀野町 館林町		今市町 小山町 藤原町 塩原町 山辺町 三重村 西那須野町	笠間町 波崎町

一級地		二級地	
北埼玉郡 南埼玉郡 北足立郡 入間郡	加須町 不動岡町 羽生町 越ヶ谷町 大沢町 春日部町 岩槻町 久喜町 八幡村 潮止村 上尾町 桶川町 吹上町 土合村 美笹村 福岡村 金子村	熊谷市 行田市 所沢市 川越市 秩父市 北足立郡 入間郡	戸田町 與野町 草加町 志木町 大和田町 片山村 谷塚町 鴻巣町 豊岡町 入間川町 飯能町

北足立郡	蕨町 大和町 朝霞町 鳩ヶ谷町
------	--------------------------

千葉県			
一級地	二級地	四級地	
館山市 木更津市 佐原市	千葉市 船橋市 市川市 松戸市 印旛郡 野田市 銚子市 東葛飾郡 東葛飾郡 浦安町 佐倉町 八街町 成田町 行徳町 南行徳町 柏町 小金町 津田沼町 二宮町 幕張町 生浜町	千葉市 市川市 松戸市 船橋市	秩父郡 皆野町 小麗野町 野上町 比企郡 松山町 小川町 幸手町 北葛飾郡 栗橋町 杉戸町 彦成村 早稲田村 東和村 大里郡 榎谷町 妻沼町 寄居町 本庄町 兒玉町 兒玉町
東京都			
五級地			
千代田区 中央区 港区 新宿区 文京区 台東区 墨田区 江東区 品川区 目黒区 大田区 世田谷区 澁谷区 中野区 杉並区 豊島区 北区 荒川区	長生郡 匝瑳郡 安房郡 山武郡 市原郡 海上郡	夷隅郡 千葉郡 東葛飾郡 印旛郡 我孫子町 千代田町 旭村 酒々井町 大森町 木下町 根郷村字六崎 旭町 八幡町 五井町 東金町 成東町 片貝町 茂原町 八日市場町 鴨川町	勝浦町 大多喜町 大和田町 江戸川町 我孫子町 千代田町 旭村 酒々井町 大森町 木下町 根郷村字六崎 旭町 八幡町 五井町 東金町 成東町 片貝町 茂原町 八日市場町 鴨川町

四級地	三級地	二級地	
板橋区 練馬区 足立区 葛飾区 江戸川区 武蔵野市 三鷹市	立川市 八王子市 北多摩郡 田無町 小金井町 国立町 国分寺町 府中町 調布町 神代村 狛江村	青梅市 南多摩郡 浅川町 町田町 日野町 稻城村 西府村 久留米村 清瀬村 多磨村 昭和町 砂川村 小平町 保谷町 東村山町 村山村 大和村 拜島村 福生町 五日市町	南多摩郡 堺村
一級地			
西多摩郡	西多摩郡	大島支庁管内	三宅支庁管内
大久野村 戸倉村 小宮村 檜原村 小曾木村 成木村	八丈支庁管内 樫立村 末吉村 三根村 大賀郷村 中之郷村 鳥打村 宇津木村 青ヶ島村	大島支庁管内 横山村 鶴川村 由井村 瑞穂町 西多摩郡 西秋留村 東秋留村 西秋留村 多西村 平井村 増戸村 波浮港村 差木地村 泉津村 岡田村 元村 野増村 利島村 若郷村 本村 神津島村 三宅村 坪田村 阿古村 御蔵島村	三宅支庁管内 三宅村 坪田村 阿古村 御蔵島村

神奈川県			
五級地	四級地	三級地	
横浜市のうち昭和十四年三月三十一日における横浜市の区域 横浜市のうち戸塚区の一の区、二の区、三の区、一丁目、二丁目及び三丁目、吉田町吉田並びに矢部町 後矢部 川崎市のうち昭和二年四月一日に田島町を編入したときの川崎市の区域並びに旧中原町、旧日吉町及び旧高津町の区域 鎌倉市	横浜市のうち五級地に含まれる地域以外の地域 川崎市のうち五級地に含まれる地域以外の地域 横浜市のうち三級地に含まれる地域以外の地域 藤沢市 三浦郡 葉山町 逗子町	横浜市のうち長井及び北下浦 平塚市 小田原市 茅ヶ崎市 足柄下郡 湯本町 芦之湯村 仙石原村 宮城野村 温泉村 元箱根村	南多摩郡 吉野村 三田村 古里村 氷川町 小河内村 元王子村 厚方村 川口村 加住村 七生村 由木村 南村 忠生村 多摩村
二級地	一級地		
愛甲郡 足柄上郡 足柄下郡 中郡 三浦郡 高座郡	足柄上郡 足柄下郡	箱根町 湯河原町 厚木町 大磯町 相模原町 南毛利村 山北町 松田町 南足柄町 吉田島村 国府津町 酒匂町 前羽村 桑野町 南桑野町 東桑野村 伊勢原町 大野町 大根村 二宮町 国府村 三崎町 瀬谷町 座間町 海老名町 大和町 寒川町	清水村 曾我村 金田村 相和村 岡本村 酒田村 福沢村 中井村 真鶴町 吉浜町

富山県		新潟県	
一級地	二級地	一級地	二級地
新湊市 氷見郡 氷見町	富山市 高岡市	新潟市 長岡市 三條市 柏崎市 高田市 新発田市 新津市 西頸城郡 糸魚川町 青海町 直江津町 加茂町 亀田町 燕町 十日町 村上町	片浦村 岩村 福浦村 下曾我村 豊川村 上府中村 下中村 中野町 奥瀬町 川尻村 綾瀬町 有馬村 小出村 御所見村 愛川町 愛甲郡 中郡のうち三級地及び二級地に含まれる地域以外の地域 三浦郡 南下浦町 初声村

山梨県		福井県		石川県	
一級地	二級地	一級地	二級地	一級地	二級地
北都留郡 上野原町	南都留郡 谷村町 船津村 大月町 猿橋町	敦賀市 武生市 小浜市のうち昭和二十六年三月二十九日における小浜町及び今富村 大字伏原の区域 今立郡 大野郡 坂井郡 九岡町	福井市	七尾市 小松市 石川郡 鳳至郡 江沼郡 大聖寺町 山中町 山代町 片山津町 動橋町 羽咋町 津幡町 飯田町	下新川郡 中新川郡 婦負郡 魚津町 滑川町 八尾町

長野県		岐阜県	
一級地		二級地	
東山梨郡 西八代郡 塩山町 市川大門町	長野市 松本市 上田市 諏訪市 岡谷市 飯田市 北佐久郡 小諸町 軽井沢町 下諏訪町 須坂町 塩尻町 本郷村 福島町 上松町 伊那町 大町	岐阜市 多治見市 大垣市 高山市 稲葉郡 那加町 厚見村 神岡町	一級地 関市 吉城郡 土岐郡 恵那郡 古川町 下石町 駄知町 瑞浪土岐町 土岐津町 泉町 妻木町 稲津村 肥田村 陶町 大井町

静岡県			
四級地	三級地	二級地	一級地
熱海市 静岡市 浜松市 伊東市	沼津市 清水市 三島市 田方郡 安倍郡	吉原市 富士宮市 島田市 磐田市 焼津市 賀茂郡 富士郡	長島町大字中野 中津川町 岩村町 明知町 笠松町 下呂町 萩原町 小坂町 美濃町 金山町 太田町 八百津町 古井町大字下古井 鵜沼町 蘇原町 御嵩町 中村字中 八幡町 北方町

三重県			
一級地	二級地		
鈴鹿市 飯南郡 鈴鹿郡 名賀郡 北牟婁郡 花岡町 亀山町 名張町 箕曲村 相賀町 引本町 長島町	津市 松阪市 四日市市 桑名市 宇治山田市 上野市 北牟婁郡 南牟婁郡 尾鷲町 木本町	額田郡 海部郡のうち蟹江町以外の地域 愛知郡 知多郡 知立町 矢作町 岩津町 猪高村 豊明村 日進村 上野町 武豊町 横須賀町 大野町 有松町 八幡町 東浦町 内海町 豊浜町 御津町 小坂井町 形原町 西浦町 田原町	

京都府	滋賀県		
五級地	一級地	二級地	三級地
京都市 京都市のうち昭和六年三月三十一日における京都市の区域 上京区のうち昭和六年三月三十一日における上賀茂村、大宮村及び鷹ヶ峰村の区域 下京区のうち昭和六年三月三十一日における吉祥院村及び上鳥羽村の区域 右京区のうち昭和六年三月三十一日における嵯峨町、花園村、太秦村、西院村、松尾村、桂村、川岡村、梅津村及び西京極村の区域 東山区のうち昭和六年三月三十一日における山科町の区域	栗太郡 神崎郡 蒲生郡 坂田郡 甲賀郡 野洲郡 滋賀郡 高島郡 伊香郡 草津町 瀬田町 治田村大字澁川 八日市町 入幡町 金田村大字鷹飼 米原町 水口町 守山町 堅田町 今津町 木之本町	彦根市 長浜市 大津市のうち三級地に含まれる地域以外の地域	大津市のうち昭和二十六年三月三十一日における大津市の区域 志摩郡 一志郡 度会郡 河芸郡 三重郡 桑名郡 阿山郡 錦町 鳥羽町 久居町 二見町 御園村 四郷村 一身田町 桶町 藤雲町 長島村 柘植町

		四級地	三級地	二級地
		京都市 右京区のうち昭和六年三月三十一日における梅ヶ畑村の区域	京都市 左京区のうち昭和二十四年三月三十一日における岩倉村及び八瀬村の区域 福知山市のうち字厚、新庄、半田、土師、前田及び昭和十二年三月三十一日における福知山市の区域（高畑、森垣、荒木及び室の区域を除く）並びに由良川と土師川との合流点から下流三キロメートルの間の右岸堤内一キロメートル以内の地域 舞鶴市のうち字東吉原、西吉原、魚屋、竹屋、平野屋、丹波、北田辺、南田辺、田満寺、大内、本、職人町、松陰、寺内、西、宮津口、新、堀上、紺屋、京口、引土新、朝代、引土、伊佐津、公文名、布敷、高野由里、下福井、上福井、下安久、上安久、上安、倉谷、和田、余部上、余部下、長浜、北吸浜、溝尻、市場、森、行永、泉源寺、小倉、田中、鹿原、安岡、吉坂、朝来中、中田、平、吉田、木下、奥保呂、福来、七日市、万願寺、京田及び今田	京都市 伏見区のうち昭和二十五年十一月三十日における久我村及び羽束師村の区域 福知山市のうち三級地に含まれる地域以外の地域 舞鶴市のうち三級地に含まれる地域以外の地域 綾部市のうち昭和二十五年七月三十一日における綾部町の区域 久世郡 淀町 御牧村 佐山村 城陽町 長岡町 久世村 大山崎村 田辺町 綴喜郡
		相模郡 井手町 都々城村 有智郷村 多賀村 木津町 上粕町 加茂町 亀岡町	一級地 京都市のうち五級地、四級地、三級地及び二級地に含まれる地域以外の地域 綾部市のうち二級地に含まれる地域以外の地域 船井郡 園部町 八木町 宮津町 峰山町 大原野村 久世郡のうち二級地に含まれる地域以外の地域 相模郡 精華村 高麗村 笠置町 棚倉村 周山町 網野町 間人町 綴喜郡のうち二級地に含まれる地域以外の地域 南桑田郡 保津村 篠村 久美浜町 大江町	五級地 大阪府 大阪市 堺市 布施市 豊中市 池田市 吹田市 守口市 岸和田市のうち阪和線の線路から西及び東南二キロメートル以内の

四級地		地域
寢屋川市 富田林市 豊能郡 泉北郡 三島郡 北河内郡	箕面町のうち昭和二十三年七月三十一日における箕面町の区域 忠岡町 和泉町 富田町 茨田町	泉大津市 貝塚市のうち阪和線の線路から西及び東南二キロメートル以内の地域 八尾市 泉佐野市 高槻市 枚方市 茨木市 泉北郡 中河内郡 豊能郡 高石町 加美村 巽町 庄内町
三級地		
岸和田市のうち五級地に含まれる地域以外の地域 貝塚市のうち五級地に含まれる地域以外の地域 南河内郡	古市町 藤井寺町 日置荘町 登美丘町 道明寺町 国分町 志紀村 狭山町 高鷺村 柏原町 松原町 枚岡町 柳手町 石切町	中河内郡
二級地		
三島郡のうち富田町、味舌町、石河村、見山村及び清溪村以外の地域 北河内郡のうち三級地に含まれる地域以外の地域 中河内郡	豊能郡 三島郡 泉南郡 泉北郡 北河内郡 味舌町 箕面町のうち四級地に含まれる地域以外の地域 尾崎町 田尻村 福泉町 取石村 信太村 八坂町 四條畷町 庭窪町 門真町 住道町 若江村 英田村 恵我村 三宅村 長吉村 布忍村 天美町 瓜破村 玉川町 矢田村 屑津町	南河内郡 三島市村 黒山村 駒ヶ谷村 南入下村 北入下村 西浦村 平尾村

兵庫県		一級地		二級地		三級地		四級地	
五級地									
神戸市のうち四級地及び二級地に含まれる地域以外の地域 尼ヶ崎市 西宮市のうち昭和二十六年三月三十一日における西宮市及び鳴尾村の区域 芦屋市	泉北郡 南横山村 南横山村 横山村 川上村 高向村 河内村 天見村 加賀田村 東條村 千早村 赤阪村 中村 白木村 山田村 磯長村 石川村 清溪村 見山村 石河村 三島郡	豊能郡のうち箕面町及び庄内町以外の地域	泉南郡のうち田尻村及び尾崎町以外の地域 美木多村 西陶器村 上神谷村 北池田村 南池田村 北松尾村 東陶器村 久世村 埴生村 丹比村 丹南村	伊丹市 垂水区のうち旧垂水町の区域以外の地域	神戸市 明石市 川辺郡 宝塚町 川西市 長尾村 武庫郡 良元村	西宮市のうち五級地に含まれる地域以外の地域 姫路市 加古川市 洲本市 相生市 加古郡 高砂町 荒井村	龍野市 赤穂市 美郷郡 多紀郡 三木町 篠山町 岡野村 城北村 城南村 八上村 味間村のうち字杉、大沢及び味間新	有馬郡 三田町 三輪町 長尾村 西脇町 福崎町 阿閉村	豊岡市 多紀郡 有馬郡 味間村のうち二級地に含まれる地域以外の地域 古市村 日置村 広野村

揖保郡	藍村 本庄村 新宮町 御津町 太市村 龍田村 太子町 揖保川町 林田村 伊勢村 重春村 中町 日野村 黒田庄村 比延庄村
多可郡	八幡村 天満村 加古新村 母里村
飾磨郡 加古郡	神崎郡のうち福崎町、長谷村、大山村及び越知谷村以外の地域 美方郡 川辺郡 多田村 東谷村 中谷村 西谷村 大瀬村 山崎町 上郡町 有年村 北條町 九会村 下里村 富田村 八鹿町 大蔵村 和田山町 竹田町 梁瀬町
安栗郡 赤穂郡	
加西郡	
美父郡	
朝来郡	

奈良県			
四級地	三級地	二級地	
奈良市	大和高田市 生駒郡 北葛城郡 王寺町	生駒郡 高市郡 伏見町 入木町 今井町 畝傍町	水七郡 生野町 柏原町 成松町 黒井町 久下村 生郷村 岩屋町 由良町 郡家町 志筑町 飯屋町 福良町 阿万町 市村 城崎町 香住町 日高町 小野町 社町 滝野町 市場村 来住村 加茂村 出石町 別所村 志染村 佐用町
津名郡			
三原郡			
城崎郡			
加東郡			
印南郡			
出石郡			
美濃郡			
佐用郡			

和歌山県			
一級地	二級地	三級地	四級地
山辺郡 丹波市町 磯城郡 桜井町 宇陀郡 田原本町 南葛城郡 大字陀町 宇智郡 御所町 宇智郡 五條町 宇智郡のうち五條町以外の地域 生駒郡のうち郡山町、生駒町及び伏見町以外の地域 磯城郡のうち桜井町及び田原本町以外の地域 吉野郡 上市町 大淀町 下市町 吉野町 高市郡のうち八木町、今井町及び畝傍町以外の地域 宇陀郡 榛原町 三本松村 宇太町 内牧村 伊那佐村 標本町 帯解町 辰市村 明治村 五ヶ谷村 平和村 治道村 北葛城郡のうち王寺町以外の地域 山辺郡 二階堂村 朝和村 南葛城郡のうち御所町以外の地域	伊都郡 橋本町 高野町 御坊町	新宮市 海南市 田辺市	和歌山市

鳥取県			
一級地	二級地	三級地	四級地
有田郡 湯浅町 那賀郡 岩出町 西牟婁郡 串本町 白浜町 加太町 西脇野村 下津町 東野上町 印南町 南部町 由良町 粉河町 名手町 築島町 広町 潮岬村 周参見町 日置町 勝浦町 那智町 古座町 西向町 高池町 太地町 下里町 九度山町 高野口町 妙寺町 笠田町	伊都郡	鳥取市 米子市 東伯郡 西伯郡	鳥取市 倉吉町 上井町 境町 中浜村 大篠津村 大正村大字古海 宇倍野村大字奥谷

岡山県			島根県		
一級地		三級地	一級地		三級地
小田郡 笠岡町 児島郡 福田町 上房郡 藤戸町 上道郡 高梁町 浅口郡 西大寺町 玉島町 連島町 長尾町 新見町 阿哲郡 上市町 和気郡 三石町 備前町 瀬戸町 井原町 総社町 早島町 妹尾町 茶屋町 勝山町 勝間田町		岡山市	松江市 出雲市 浜田市 美濃郡 益田町 那賀郡 江津町 周吉郡 西郷町 簸川郡 大社町 鹿足郡 津和野町 邑智郡 川本町 大原郡 木次町		
玉野市 倉敷市 児島市 津山市 御津郡 児島郡 牧石村大字宿 琴浦町					

広島県			島根県		
一級地		二級地	一級地		三級地
安芸郡 倉橋島村 矢野町 大屋村 坂町 瀬野村 香戸町 宮島町 井口村 大野町 廿日市町 五日市町 大柿町 小方町 秋波町 可部町 祇園町 古市町 寺西村 竹原町 川尻町 安芸津町		賀茂郡 西條町 双三郡 十日市町 佐伯郡 三次町 大竹町 海田市町 江田島町 府中町 鰺越町	福山市 尾道市 三原市 安芸郡 呉市 広島市 久米郡 邑久郡 英田郡		林野町 牛窓町 福渡町

山口県			
五級地	三級地	二級地	一級地
下関市のうち三級地に含まれる地域以外の地域 豊田郡 安浦町 原村 川上村 忠海町 幸崎町 木江町 瀬戸田町 本郷町 河内町 府中町 芦品郡 国府村大字府川 広谷村大字町 御調郡 向島町 向島東村 土生町 瀬町 松永町 沼隈郡	宇部市 小野田市 下関市のうち昭和十二年十一月十四日における小月町、清末村、王司村、勝山村、吉見村、安岡町及び川中村の区域	山口市 徳山市 防府市 岩国市 下松市 厚狭郡 吉敷郡 都濃郡 厚狭町 小郡町 富田町 福川町	萩市 光市 厚狭郡 船木町 埴生町 厚東村

徳島県			
二級地	一級地	二級地	一級地
玖珂郡 柳井町 和木村 玖珂町 高森町 仙崎町 深川町 伊佐町 大嶺町 大田町 秋吉村 小串町 西市町 東岐波村 大内村 阿知須町 秋穂町 平生町 田布施町 伊保庄村 久賀町 安下庄町 小松町 富海村	徳島市 鳴門市 小松島市	三好郡 那賀郡 美馬郡 海部郡 麻植郡 池田町 富岡町 脇町 日和佐町 牟岐町 鴨島町 川島町	香川県 高松市 丸亀市 坂出市 仲多度郡 善通寺町

高知県		愛媛県	
一級地	二級地	一級地	二級地
安芸郡 安芸町 高岡郡 宿毛町 清水町 須崎町 窪川町 佐川町	幡多郡 中村町	宇和島市 八幡浜市 今治市 新居浜市 松山市 西條市 宇摩郡 三島町 川之江町 松柏村 大洲町 郡中町 泉川町 中蔵町 角野町 宇和町 野村町	綾歌郡 多度津町 龍川村 宇多津町 土器村 観音寺町 伊吹村 詫間町 津田町 土庄町 淵崎村 内海町 三豊郡 観音寺町 大川郡 津田町 土庄町 小豆郡 淵崎村 内海町

福岡県	
四級地	五級地
嘉穂郡 山田町 二瀬町 遠賀郡 芦屋町 水巻町 中間町 香月町 遠賀村 稻葉町 直方市 飯塚市 田川市 八幡市のうち永大丸、竹末、引野、下上津役、町上津役、小嶺、中河内及び戸下田 小倉市のうち藍島、馬島、昭和十七年五月十四日における曾根村の区域(湯川、葛原、下曾根、中曾根及び上曾根の区域を除く)並びに旧金蔵郡の志井、中島、山路、昭和十六年三月三十一日における西谷村及び同日における中谷村の区域 福岡市のうち下月隈、立花寺、金隈、上長尾、下長尾、檜原、柏原、堤、東油山、田島、片江、七隈、飯倉、庄、小田部、石丸、福重、橋本、戸切、下山門、拾六町、野方、今宿、今津及び能古 戸畑市 若松市 八幡市のうち四級地に含まれる地域以外の地域 門司市 小倉市のうち四級地及び三級地に含まれる地域以外の地域	長岡郡 室戸町 室戸岬町 後免町 大篠村 野田村 長岡村 大津村 伊野町 日章村 山田町 宇治村 吾川郡 伊野町 香美郡 日章村 土佐郡 宇治村 福岡市のうち四級地に含まれる地域以外の地域

二級地		三級地	
糟屋郡		久留米市 大牟田市 小倉市のうち昭和二十三年九月九日における旧企救郡東谷村の区域 嘉穂郡のうち四級地に含まれる地域以外の地域 遠賀郡 田川郡のうち四級地に含まれる地域以外の地域 鞍手郡のうち四級地に含まれる地域以外の地域 筑紫郡 日佐村 大野町のうち字牛頸以外の地域 宇美町 志免町 多々良町 志賀島村 須恵村 和白村	
古賀町 篠栗町 仲原村 大川村		穂波村 大隈町 碓井町 桂川町 幸袋町 額田村 庄内村 那珂町 春日村 糸田町 赤池町 添田町のうち大字庄及び添田 方城村 金田町 川崎町 香椎町 宮田町 小竹町	

一級地		二級地	
築上郡		糟屋郡	
京都郡 勢門村 新宮村 行橋町 荻田町 八屋町 築城村 八津田村 津屋崎町 福岡町 東郷町 赤間町 前原町 周船寺村 元岡村 雷山村字篠原 田隈村 柳川町		三浦郡 三毛門村 千束村 角田村 大川町 荒木町 安武村 大善寺町 城島町 西牟田村 瀬高町 大和村 三橋村 太宰府町 水城村 筑紫村 大野町字牛頸 山家村 甘木町 北崎村	
早良郡 山門郡		山門郡	
糸島郡		筑紫郡	
宗像郡		朝倉郡 糸島郡	

佐賀県		
一級地	二級地	
杵島郡 三養基郡 小城郡 神埼郡 東松浦郡 西松浦郡 藤津郡 佐賀市 唐津市	早良郡 浮羽郡 三池郡 三井郡 吉井町 田主丸町 北野町	宗像郡 八女郡 糟屋郡 京都郡 吉武村 南郷村 河東村 福島町 羽犬塚町 黒木町 岡山村 久原村 山田村 仲津村 豊津村 泉村 犀川町 小波瀬村 今川村 今元村 延永村 祓郷村 入部村 吉井町 田主丸町

長崎県		
一級地	二級地	三級地
島原市 諫早市 大村市 西彼杵郡 東彼杵郡 南松浦郡 壱岐郡 南高来郡 北松浦郡	下県郡 西彼杵郡 高島町 高浜村のうち端島	長崎市 佐世保市 西彼杵郡 深堀村 香焼村
茂木町 蚊焼村 伊王島村 高浜村のうち端島以外の地域 崎戸町 大島町 川棚町 瀬江町 奈良尾町 富江町 有川町 武生水町 勝本町 田河町 那賀村 小浜町 新御厨町 志佐町 調川町 今福町 江迎町 鹿町町 佐々町 世知原町 柚木村 平戸町 吉井村		

大分県				熊本県		
一級地	二級地	四級地		一級地	二級地	三級地
直入郡 豊岡村のうち字下木、川下及び天神	日田市 臼杵市 佐伯市 津久見市 北海部郡 大分郡 速見郡 西園東郡	中津市 大分市	別府市	人吉市 水俣市 鹿本郡 玉名郡 八代郡 宇土郡 天草郡 菊池郡 阿蘇郡	八代市 熊本市	荒尾市
	佐賀関町 鶴崎町 日出町 高田町 竹田町			山鹿町 八幡村字熊入 玉名町 那築村 三角町 本渡町 牛深町 隈府町 宮地町		上県郡 下県郡 田平村 南田平村 小佐々町 鶏知町 豆酸村 佐須奈村 仁田村

鹿児島県		宮崎県	
一級地	二級地	一級地	二級地
川内市 鹿屋市 串木野市 枕崎市 掛箱郡 姶良郡 肝属郡 出水郡 贈嶺郡 熊毛郡	鹿児島市 鹿児島郡 指宿町 山川町 加治木町 垂水町 出水町 志布志町 西之表町	都城市 日南市 日向市 小林市 兒湯郡 東臼杵郡 西臼杵郡	宮崎市 延岡市 大野郡 玖珠郡 東国東郡 三重町 森町 国東町

備考 本表に掲げる地域等の名称は、本表に別段の定のない限り、昭和二十六年十月一日における名称とし、本表に定める地域は、それらの名称を有するものの同日における区域又は位置を用いて示された地域とし、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域若しくは位置の変更によつて影響されないものとする。

附 則

この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。

昭和二十七年三月八日印刷

昭和二十七年三月十日発行

参議院事務局

印刷者 印刷 庁